

大学と連携した「スマソル市民公開講座」運営業務に係る委託仕様書

1 委託業務名

大学と連携した「スマソル市民公開講座」運営業務

2 業務の目的

平成 28 年国民健康・栄養調査によると、福岡県は、一人あたりの食塩摂取量が全国平均より多く、男性はワースト 4 位、女性はワースト 8 位であり、それらの生活習慣が一因となる高血圧の有病者割合も非常に高い状態である。

本事業は、このような状況を踏まえて、食塩の適正摂取の推進のため、専門的かつ最新の知見を持つ大学と連携し、その重要性に関する啓発や、正しい知識の普及、具体的な手段を紹介する講座を開催し、県民一人あたりの医療費の低減や、健康寿命の延伸等を目指すものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 予算上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 委託内容

委託内容は下記のとおりであるが、今後の事業の実施、調整の過程で修正や追加等が必要となった場合には、受託者は、これに対応することとする。

（1）市民講座のカリキュラム開発に係る業務

受講者が食塩の適正摂取を始める契機となるような講座を開催することとし、次の事項も踏まえたうえで、受託者の提案により、講座の内容、カリキュラムを示すこと。

（2）市民講座の開催、募集に係る業務

県内各地での市民講座（4回）を実施すること。なお、いずれの講座についても、50名以上の参加者を確保することとし、その具体的な募集の方法についても、受託者の提案により示すこと。

- 大学の専門的な知見等を活かした内容であること（大学が監修していることが望ましい）
- 医学的・栄養学的な見解から、食塩の適正摂取について一般県民が興味を喚起する内容であること
- 受講者が自宅で実践できる減塩方法の紹介を含むこと

（3）その他

- （1）、（2）各業務に関する予算配分を明示すること
- 本事業に係る連絡調整や進捗管理は受託者が行うこと
- 受託者は、契約後、速やかに業務スケジュール表を作成、提出すること

6 実績報告書の作成

業務完了時に、事業の実施内容及び実施結果、事業効果を記載した実績報告書（様式は任意）を提出すること。

7 その他

- （1）委託業務に係る経費は、全て受託者で負担することとし、受託者の負担する経費は全て当該委託料に含まれるものとする。

- (2) 受託者は、十分精査の上、契約後、速やかに業務終了までの工程表を作成し、提出すること。
- (3) 受託者は、業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を確保すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者のほかに漏らし、又は本業務以外の履行のための目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。受託者の責めに帰す情報漏えいの発生による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理すること。
- (5) 本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (6) 受託者は業務実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (7) 制作物の著作権は、発注者に帰属するものとするが、これによりがたい場合は、発注者と受託者の双方で別途協議を行う。
- (8) 本業務の実施にあたっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- (9) 選定された業者との委託契約の締結にあたっては、提案内容を基に協議の上、最終的な仕様を別途決定する。